

氏名	中 村 美紀子
授与した学位	博 士
専攻分野の名称	学 術
学位授与番号	博甲第1596号
学位授与の日付	平成9年 3月25日
学位授与の要件	文化科学研究科産業社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	企業の社会的責任論の再構築
論文審査委員	教授 末永 敏和 教授 石島 弘 教授 松林 和夫 教授 若林 政史

学位論文内容の要旨

本論文は、「企業の社会的責任」を法律学の諸分野にわたり、および経済学、経営学の視点をも加味して、多角的に、そして現代的視角から論じるものである。

第一章 企業の社会貢献の過去と現在

企業の社会的責任は、論文でも指摘しているように、多義的な概念であるが、「企業の社会貢献（フィランソピー）」は、同責任中の「積極的責任」の中核として位置づけられる。本章は、この企業の社会貢献の過去と現在を具体的に紹介するものである。まず、「Ⅰ 中世イタリアにおける企業の社会貢献」は、企業の社会貢献の源流を中世イタリア、特にメディチ家の文芸保護活動（メチェナティズモ）に見だし、同活動の内容、背景、思想、現代的意義を明らかにしている。次に、「Ⅱ 企業の社会貢献の現状」は、アメリカおよび日本について企業の社会貢献の具体例を紹介し、さらに現代的問題点を指摘するものである。企業のなすいろいろな社会貢献の例を紹介するとともに、社会貢献の思想が現代企業にとって当たり前の考え方となりつつあることを明らかにしている。また、問題点として利潤追求との衝突があるが、社会貢献は利潤追求と矛盾するものでなく、むしろ望まれているという考え方を紹介している。

第二章 企業の社会的責任と商法

企業の社会的責任論は、1960年代から70年代に頻繁に論じられた。しかし、本論文は、この問題をコーポレート・ガバナンス論（企業は誰のものか、誰が支配者か、経営者をどのようにしてコントロールするかという議論）という観点から取り扱っている。

論文は、まずコーポレート・ガバナンス論に関する欧米の経営学、経済学の議論の推移を紹介した後に、アメリカにおける判例、立法、実務の展開を歴史的な流れとして論じ、さらにアメリカ法律協会の「分析と勧告」や各州の立法など最近の動きを紹介し、これを参考に日本における立法論を展開している。特に、今日、社会的責任を確保する法的手段を具体的にかつ精密に考える必要があるとして、立法による指針の提示、意思決定への利害関係者の参加、個別規定への社会的責任の具体化などを提言する。

次に、イギリス法に論及している。まず、判例および立法の展開を歴史的に追っている。特に立法の展開としては、1980年、1985年および1989年の会社法改正が重要であることを具体的に明らかにする。次に、1977年のブロック委員会報告および1991年のキャドベリー委員会報告など、最近の議論を紹介し、企業の社会的責任を具体化する動きについて検討している。最後に、わが国における従来の議論に触れた後に、イギリス法を参考に立法論を展開している。特に、権利能力論、従業員利益の考慮、経営参加論、会社機関の改革について、具体的に論じている。

第三章 企業の社会的責任と税法

本章は、企業の社会的責任を果たす方法として行われる会社の慈善寄付の税法上の取扱いを日米比較の形で論じたものである。論文は、税法上、寄付の捉え方が日米で根本的に違うこと、つまり本当の意味で企業の社会的責任を果たすような寄付の概念が日本では事

実上ないことを指摘し、このような寄付を日本に定着し広げていくための、立法論、解釈論を展開していくことを目指して、アメリカにおける立法、判例、解釈を詳細に論じている。その際、寄付の取扱いに関するアメリカの法律の仕組みを明らかにし、次に判例の動きを検討し、判例は、必ずしも、直線的に発展しているのではないとしつつ、会社の慈善活動を奨励する方向で拠って立つべき判例を取捨選択している学説を紹介している。

第四章 企業の社会的責任と労働法

本章は、企業の社会的責任という視角から「労働者の経営参加」の問題をドイツの議論を参考に論じている。経営参加そのものを論じるのではなく、企業の社会的責任を果たす上で、経営参加はどの程度意義があるかを中心テーマとする。つまり、企業の社会的責任の視角から経営参加をながめる場合、経営参加が「企業への社会の参加を通じて企業への社会への参加を実現する」という課題にいかに対応しているかが問題となる。ここにおいて、企業と社会の接点をなすのが経営参加する労働者代表であり、したがって、「労働者代表の地位」が中心の問題となる。さらに、社会の一員である労働者に経営参加が利益をもたらしているかも論点となるが、この点についても論文は論及している。

本章は、経営参加制度全般について簡単に紹介した上で、「労働者代表の地位」に関して、労働者代表の「守秘義務」と「二重忠誠」という重要問題の検討を通じて詳細に論じている。特に「二重忠誠」の問題について、会社利益と労働者利益の超越するものとして「企業利益」という概念が主張されていること、そこにおける「企業利益」とは、手続を守ることであるとする最近の議論を紹介している。また、ここで商法と労働法が交錯している状況が描かれている。

第五章 企業の社会的責任の新たな地平—まとめに代えて

本章の前半は、企業の社会的責任の理論的根拠を求めるために、アメリカのネスタラク教授の見解を要約紹介し、論評を加える。同教授の論文は、「個人における理性と欲求」という議論から出発し、これのアナロジーとして会社の意思決定過程を捉えるもので、個人において機能しうる私的自治が大規模会社において困難になり、いわゆる歪曲が生じること、そこで「会社の社会的責任」の概念がこれを矯正するものであることを明らかにするものである。

後半は、立法的展望を各法分野ごとに指摘するものであり、これによってまとめを試みるものである。商法の分野では、寄付を明文により認めること、取締役会への社会各層の参加を認め、取締役会を意思決定機関に純化すべきことなどが提言される。税法の分野では、社会のための寄付を、これを奨励とする意味での政策的な寄付と、会社の費用として性格づけられる寄付に分け、前者については、アメリカのように立法が必要であり、後者については、やはりアメリカのように解釈によってその範囲を広げるべきことを提言する。労働法の分野では、特にドイツにおける経営参加が労働者に利益をもたらしている現状を踏まえた上で、日本における「制度としての経営参加」の確立を提言し、しかし、その場合には労働者代表の地位の問題が残ることを指摘している。

論文審査結果の要旨

筆者は、修士論文で「企業の社会的責任」をテーマとして選んで以来、一貫してこの問題に取り組んできた。そしてその成果は、「企業の社会的責任論の現在—アメリカを中心として—」（岡山大学法学会雑誌44巻2号）、「企業の社会的責任論の展開—イギリス法を参考に—」（岡山大学大学院文化科学研究科紀要創刊号）、「企業の社会的責任と税法—アメリカにおける会社の慈善寄付の取扱い—」（岡山大学大学院文化科学研究科紀要2号）、「企業の社会的責任と経営参加—商法と労働法の交錯—」（岡山大学大学院文化科学研究科紀要3号）、「紹介・会社の社会的責任」（岡山大学法学会雑誌43巻1号）、「紹介・ジェフリー・ネスタラク『会社、株主、そして道徳的選択』」（岡山大学法学会雑誌43巻2号）として公表してきた。このたびの学位論文は、基本的にはこれらの公表論文を踏まえたものであるが、一部修正加筆して出来上がっている。

第一章のⅠについては、企業の社会的責任の源流を中世イタリアにたどるという視点にこの論文の独自性があり、また、企業の社会的責任の概念がヨーロッパ社会の伝統に根ざすことを実証的に明らかにした点も評価される。Ⅱは、企業の社会貢献の現状を日米について紹介するもので、本論展開の前提として必要・有益な叙述となっている。

第二章は、最近流行のコーポレート・ガバナンス論の観点から、企業の社会的責任の問題を取り扱った点に基本的特徴があり、このようなアプローチはわが国最初のものである。

アメリカの最近の動向を紹介しているところも有益である。また、「イギリス法における企業の社会的責任論」という形でまとまって議論したのは、わが国最初のものである。さらに、最近の動向を紹介し、そこからさらにわが国における立法論を展開しているところも有益である。

第三章については、「税法と企業の社会的責任」というテーマの下に法的に論じたものとしては、わが国初の論文として、極めて有益である。特に、会社の寄付に対する日米の基本的アプローチの違いを指摘した点、および寄付の範囲を拡張する試みをしているアメリカの立法・判例・学説を紹介した点は、わが国における立法論・解釈論の展開に非常に参考になると思われる。

第四章は、労働者の経営参加を「企業の社会的責任」という観点から論じた点に、論文の独自性がある。また、会社の利益と労働者の利益を超える概念として「企業利益」という概念があるが、「企業利益」とは、手続を守ることであるとする最近の議論を紹介している点に論文の目新しさがある。そして問題の所在を的確に提示している点も評価される。ただ、第四章については、議論に不十分な点があるとの指摘もあった。

全体として、「企業の社会的責任」に関し、多様な視角から総合的分析をなし、また、新しい問題意識からこの問題に再接近を図った点で、わが国初の研究として、評価できる。また、研究の着実な積み重ねを基礎にして、論文を仕上げている点も十分評価に値する。以上により、学位論文審査会において、論文は、博士の水準に達しているものと判断し、合格と認定された。